



石狩市

No.48 2025年 3月発行
編集・発行
石狩市環境市民部 消費生活センター
〒061-3292 石狩市花川北6条1丁目30番地2
TEL: 0133(72)3191 FAX: 0133(72)3199

消費生活センター便り



2/4 現地研修会をおこないました！



※消費生活サポーターや消費者被害防止ネットワーク構成機関の方など計15名が受講しました。

2月4日(火)午前10時から市役所4階会議室で、北海道立消費生活センター主任消費生活相談員の講師をお招きして、消費生活サポーター及び消費者被害防止ネットワーク構成機関の方向けの研修会を開催しました。15名が参加し、講師から、道内の消費生活に関するトラブル事例を紹介・解説していただきました。道内で増えている相談の傾向や事例、対処法について学びました。

参加者からは、見守る側からのご意見・ご質問をいただきたくなど、有意義な時間となりました。

消費生活サポーターとは？

消費生活について学習し、研修会のお手伝いなど、地域の消費者行政に協力していただく方です。ご関心のある方は、ぜひお問い合わせください。



ご存じですか？ホクネット（消費者支援ネット北海道）

ホクネットは、特定の個人ではなく、消費者みんなのために、自らの判断で事業者等に対し、不当な勧誘・表示、不当な契約条項を含む意思表示を将来に向かって禁止する訴訟（差止請求訴訟）を起こしたり、改善の申入れ（要望）を行うことができる団体です。

※差止請求は、消費者契約法、特定商取引法、景品表示法等に違反する場合に限られます

たとえば…

- ・不当な勧誘：訪問販売の業者が家に上がり込んで、契約するまで帰らない
- ・不当な表示：通販業者のHPに「〇個限定・今だけ販売」と書かれていたが、実際は個数も時間も限定ではない
- ・不当な契約条項：契約書の中に、一方的に事業者の責任を免除する条項がある

ホクネットはこんなことができます

1. 消費者からホクネットに情報提供。事業者が不特定多数の消費者に対して同じ手段を使っていることを確認。
2. ホクネットが問題点を検討委員会で調査・検討。理事会で対応を決定。
3. 対応として、事業者に改善の申入れ（要望）をし、協議をする場合があります。
4. 協議の結果、業務改善が行われたら協議終了。
5. 業務改善が行われない場合、差し止め請求訴訟を起こすことがあります。
6. 訴訟を起こした場合、判決や裁判上の和解が成立
7. ホクネットHPで公表 ⇒ 詳しくは、スマホやパソコンで



ホクネット

検索

読んで得する!?



広報いしかり

しとく くらしの知っ得情報



2月号は賃貸住宅のトラブル、
3月号はネット通販サイトのトラ
ブルなど、身近な事例を紹介して
います!

市の広報誌『広報いしかり』の中で消費生活に関する情報コー
ナーとして『くらしの知っ得情報』を掲載しています。

消費者被害を未然に防止するため、消費生活センターで受
け付けた相談事例や、増加傾向にある消費者トラブルを中心
に、注意点や対処法を解説しています。

市民の方からは、「広報に書かれていた内容と同じ困りごとを
抱えていた」との相談や、「広報に載っていた【訪問販売お断り
ステッカー】が欲しい」との反響が、多数寄せられるようになり
ました。

消費者トラブルは手口を知っていれば回避できる場合がほと
んどです。

広報が届いたら、是非『くらしの知っ得情報』をチェックしてみ
てください。



令和6年度 石狩市消費生活センター 相談受付状況と傾向

〈相談件数〉

4月	51件
5月	38件
6月	17件
7月	19件
8月	24件
9月	24件
10月	28件
11月	25件
12月	37件
1月	17件
2月	24件

計 304件

■住まいに関する相談いろいろ

- ・賃貸アパートを退去するにあたり、請求された原状回復費用が高額で不納得
- ・賃貸住宅の解約にあたり、敷金が返還されない
- ・業者に台所や洗面台などの蛇口の修理を依頼しようとしたら、故障部分だけでなく、キッチン全部や洗面台全部など、一式で取り替えが必要と言われ、高額な見積りを提示されて、契約してしまった

例年、進学や就職・転勤などで住居の移動が増える2月～4月頃は、住居に関するトラブルの相談が増える傾向にあります。

ご相談の際は、住居の賃貸借契約書や修理の見積書など、関係書類をご持参ください。

相談内容により、対処法も色々です。別の専門機関を紹介させていただく場合もありますが、困ったときは早めにご相談ください。



「こまったな…」と思ったら、相談してください!

石狩市消費生活センター ☎0133-75-2282

石狩市役所1階(平日 午前10時～午後4時)

※ 土日・祝日の電話相談は消費者ホットラインへ ⇒

消費者ホットライン **188** いややいや! 局番なし

日本全国のお近くの消費生活相談窓口をご案内します。